

岡山県子ども・子育て会議 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：令和元年11月26日(火) 10:00～12:00
- 2 場所：県庁3階大会議室
- 3 出席委員名(計11名、敬称略)
糸山 嘉彦、奥田 直子、亀山 誠子、佐藤 和順、武本 吉正、鳥越 範博、
中山 芳一、服部 剛司、光岡美恵子、山口 哲史、山下 芳枝

【議事概要】

<議題>

議題1 「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)(素案)について

(桑原子ども未来課長)

資料1～2に基づき説明

○発言要旨

(委員)

時代を受けて、非常にこの問題は真剣に考えねばならないと思うものが増えているのが虐待等です。一人一人が最高の子どものときを送れるように、一生懸命保育園で子育てをしていますが、いろいろな問題が重なりなかなかうまくいきません。行政も一生懸命、質と量の両面から対策を打っていただいている、この素案にもそのようなことがたくさん書かれています。

県の12月号の広報誌を見て、いよいよ県は本気でやる気を出したと思いました。県北から県南まですべての皆さんに、県が行っている取組を知ってもらうために、一生懸命広報をすることも大切だと思います。どうぞ本気を出して、やる気を出して取り組んでいただきたい。

なかなか子育ても難しく、0歳から5歳まで5年間預かり、6年目に小学校へ送るのですが、どの子どもスムーズに小学校生活に入れるかということ、なかなかそうはいきません。今、国や県のほうでも、小学校へいかに上手に送るかということで、幼稚園あるいは保育所と学校との連携を深めていくよう、いろいろな手を打っていただいているのですが、気になるのは小学校1年になったときの担任の体制です。

各幼稚園、保育所が、小学校ではこのような教育をしてくださいという医師の診断まで付けて、少し気になる子が何人います、学級をこのように決めてくださいと教育委員会へ提出すると、随分人数が増えたと言われます。5年間あるいは4年間、一生懸命指導していても、なかなか気になる子はそこが治らないので、小学校でも、1年間でもいいから、その子に合った手厚い指導をしてほしいというお願いなのですが、ほとんど通りません。そこは、非常に問題があると私は考えております。この中で一つだけそこが気になりましたので、どうぞ学校の先生を、小学校1年だけでも手厚くしていただいて、専門官が入ってスムーズに学校教育が受けられるようにしていただ

きたい。いろいろ対応していただいていると思いますが、更にもう少しお願いしたい。保育所も一生懸命、気になる子どもが少しでもいい形で小学校へ流れていくように、考えてやっているところです。

(桑原子ども未来課長)

今回のプランにつきまして、この審議会で今日を入れて3回、また議会でもご審議をいただいています。この後、県民の皆さんにパブリックコメントで意見を頂くことになっており、より良いものをつくっていきたいと考えています。プランができた暁には、やはりこの内容について、県民の皆さんにしっかりPRしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(川上義務教育課長)

先ほどのお話は、保育所や幼稚園で丁寧に保育や教育をしてくださった子どもたちの、就学先の問題だったのではないかと考えております。特に小学校1年生でスムーズに受け入れられるように、今も、例えば保幼小の接続、いわゆる出口のところのアプローチカリキュラムと、小学校の受け入れのスタートカリキュラムをつくり、円滑な接続が進むように取り組んでいます。また、特別な配慮を要する子どもにつきましては、今ご指摘いただいたように数がだんだん増えてきておりますので、例えば国のほうから地財措置されております特別支援教育に係るような支援員の配置や、先ほどの特別支援学級入級等につきましても、どういったかたちが一番良いのかということ、保育園、幼稚園等でのニーズも把握しながら、今後も進めていきたいと思っております。

(委員)

この内容とは少し違うかもしれませんが、子育てをしている方たちは、今はネットで情報を検索します。県も倉敷市もそれぞれホームページがありますが、見にくくてスムーズに情報にたどり着けないという現状があるかと思えます。今はLINEなどのようなものがあるので、例えば「子育て」と入れたら、子育てについて連絡できる情報がパッと返ってくるような、そういうやり方も検討していただけたらと思えます。

(委員)

関連して、テレフォンサービスというのは、確かにインターネットを使われない方にとってはすごく大事な相談のツールかと思えますが、今おっしゃったように、圧倒的に今はスマホだとかモバイルの端末をお持ちの方が多いので、そういったものに対するような相談事業や、SNSをあえて使った相談事業をご検討いただくこともすごく大事なのかなと思っております。

メールだったと思いますが、あえてSNSを使った育児相談をしているところがありました。そこは割と匿名性が保たれるので、結構頻繁に相談が入ってきます。あくまで入り口で、そこでちゃんと情報を把握して、そこから支援などにつなげていく。SNSが悪いということではなく、お母さん方は片手にスマホを持ちながら育児をされているような時代なので、テレフォンサービスを否定するわけではありませんが、

そういったSNSを使ったような子育て相談窓口などもぜひ検討いただけたらと、個人的に今のご質問を聞きながら感じました。

(事務局)

現在、県の子育て支援に関する情報につきましては、「はぐくまーれ」というポータルサイトを作成して皆さんにご覧いただいております、委員もそれをご覧になっていることと思います。もう少し見やすくしてほしいというような声も時々伺っておりますので、できる限り少しでも見やすく使いやすいものにしていきたいと思います。また、SNSにつきましては、取り組んでいないのが現状ですので、今後どのように進めていくことができるか研究してまいりたいと思います。

(委員)

先ほど他の委員から出たお話ですが、結局やっていることがなかなか県全体に周知をされていない。折しも今11月で、児童虐待防止の月間ですが、児童虐待かなと思ったらどこに電話したらいいか一般の方に聞くと、「児相ですかね」「警察ですかね」「自治体の福祉関係ですかね」と返ってきます。「189」という取組があり、確かに県内を歩くと、「189」のことや児童虐待防止のダイヤルの通告先などが貼ってありますが、たぶんそういったことがあまり知られていません。やはり大事なことは、他の委員がおっしゃるように、もっと積極的に発信をしていただきたい。いろいろなことを発信しなければいけないことは分かりますが、子ども子育てに資するような情報提供を、併せて積極的に行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

大学で学生たちに情報を周知するときに、メールをよく使っていましたが、最近はメールも見ません。LINEにどんどん取って変わられています。ちょうど私が担当している学生支援の関係で、お店などがよくやっているLINE@を利用したところ、半数以上の学生が登録して、これは結構見てくれます。LINE@を行政でご活用されるのも、一つの手かなと思いました。

(森子ども家庭課長)

例えば、「189」などのPRがまだまだ十分ではないのではないかとありますが、たまたま今月が児童虐待防止推進月間でさまざまなPR等を行っておりますが、引き続き一生懸命PRに努めてまいりたいと考えております。

(委員)

今回新しく、「子どもの権利擁護の推進」が入りました。確かに子どもの権利擁護となると、一番喫緊の課題は児童虐待の防止ということになると思いますが、もう少し広く捉えていったときに、ここにも「子どもの権利ノート」というのがございますが、子どもの権利条約を子どもそして大人、特に保護者の方々にどのように周知していくかが非常に重要になってくるのではないかと思います。例えば、生存権や虐待、体罰に関すること以外でも、子どもの権利条約で言うと意見表明権があります。いかに親

が子どもの意見表明権を擁護していくかも、一般の家庭の中でも、案外できていないことがあると感じています。PTAのさまざまな講演と連動して、子どもの権利について保護者の方々に周知徹底を図っていくことも重要なのではないかと、一つ提案をさせていただければと思いました。

(森子ども家庭課長)

「子どもの権利擁護の推進」は、プランの本文 42 ページ「社会的養育体制の充実」の(1)に今回位置付けをしています。

委員のお話の通り、平成 28 年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であるということが明確に位置付けられました。それをベースに、さまざまな取組につなげていくということになるかと思えます。まず県では、昨年度から一時保護をした子どもたちの意見を聞いてみるという取組から始めております。さらに今年度は、里親や児童養護施設に入所している子どもたちの意見を聞いており、こうした取組を少しずつ広げていきたいと考えております。42 ページの(1)の下にも書いてありますが、まず子どもたちから意見を聞くことから始めて、併せて市町村をはじめさまざまな支援者といったところへ、子どもの権利というものの重要性を広げていきたいと考えております。

(委員)

一般の家庭にもぜひお願いします。

(委員)

38 ページの「子どもと若者の成長を支援する環境の充実」で、施策の方向として、「家庭の教育力を高めるための支援を進め」と書いてありますが、これはどういうことをされるのでしょうか。

(東川生涯学習課総括副参事)

生涯学習課では、今、家庭教育支援ということで、二本柱でやっております。まずは、すべての保護者が学習の機会に参加できるように「親育ち応援学習プログラム」という県で作成したプログラムを使って、PTA研修や入学時の健康診断、小学校の入学説明会等で、今周知をしているところです。まずは学習機会の提供、あとはそこに連動して、学校教育の中で生活リズムの向上ということで、基本的な生活習慣の取組等を県の優良活動として表彰するなど、普及啓発に努めているところです。

親育ち応援学習プログラムについては、来てほしい保護者の方にはなかなか来ていただけないというところが課題でもありますので、いろいろなところと連携をして、ぜひ学習機会の提供を広げていきたいと考えています。

(委員)

就学前の保育要領や幼稚園教育要領が変わり、教育が大事だということを国から言われ始めて、もちろんそうだと思いますが、それに反して、さっきおっしゃられた社会的擁護の方たちがなかなかそこまで持っていけない。あと、小1プロブレムとい

う小学校に上がる時の問題や、さっきも言われました保育園と小学校の連携、いろいろな問題が関わってきている中で、私も含め、お母さんやお父さんもしっかり働いていて、一生懸命関わってはいるのですが、基本的な関わり方というのがしにくくなっています。どんどん習い事が多くなってきていて、自然で遊ぶ、手遊びする、運動することが減ってきていることも懸念しています。しっかり就学前に基礎をつくろうという意味で、さらに体を動かしましょうというあたりまで一緒に伝えていただけたらと思います。

(委員)

虐待がどうしたらなくなるかなど、いろいろ取り組まれていると思います。お母さんたちも核家族でなかなか相談できる人がいないという中で、市役所まで行って相談するほどではないが、日々の悩みや子どもの育て方で分からないことを相談したい時に、誰に相談したらいいか分からないとか、多分そういう状況がたくさんあるのだと思います。子どもが発達障害かもしれないとか、いろいろな不安が発展して行って、どんどん自分を追い込んで虐待などになってしまうのかなと思います。先ほど言われていたように、ちょっとした相談ができる機関というか、LINEなどもすごくいいと感じました。

今、お母さんたちの話題としては、保育園などが無償化になって、保育園に入れるかとか、いろいろ市のことも知りたいけど、どうやって知ったらいいか分からないという現状なので、そういう細かいことを、先ほど他の委員が言われたように、気軽に開示などしてもらえれば、よりよく連携が取れていくのかなと感じました。

私は、幼稚園での預かりを利用させてもらっていますが、先生の話を見ると、今までは自分のクラスだけだったのが、今回の無償化で、預かりも早朝保育も延長保育も無償化になって、預かりの先生だけでは回らず、自分のクラスプラス預かりということで、先生の負担は増えているのではないかと正直感じています。「保育人材の確保」と30ページの(4)にある保育士の人材確保の仕方というの、やはりすごく気になります。

(桑原子ども未来課長)

保育士の人材確保ということで言いますと、この素案の本文30ページの(4)の辺りになると思います。まず、人材確保という面では、子ども未来課内に「保育士・保育所支援センター」を作っていて、そこで主に潜在保育士の就職相談にのっております。ここを通じて、保育人材の確保を行っています。

また、国に要望するという面も多いのですが、処遇改善を進めて行って保育士の確保につなげています。また、保育士の専門性の向上を図るための研修にも力を入れています。このあたりを総合して、保育人材の確保を図ってまいりたいと考えています。

(委員)

30ページの(2)「認可外保育施設に対する指導監督の強化」について、認可と認可外保育園、認定こども園、小規模保育、違いが分かっている保護者の方は少ないと思います。この認可外保育の中でも、企業主導型や事業所内保育などがあります。認可

外の企業内保育に関しても、やはりサービスや保育の質がまちまちになっていることが多いので、指導監督の強化というのはとても重要になってくると思います。お願いになりますが、(2)と、先ほどの(4)の認可外保育施設の質の確保、向上するための研修というところは、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思っています。

また、31ページの(5)「就学前教育の質の向上」について、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領が改訂され、この3つの考え方に整合性が非常に出てきて、足並みをそろえていくというような方針が出ております。(5)に「幼児教育センターを拠点として関係機関等と連携を図りながら」とありますが、幼児教育センターはもともと文科省の施設ですので、厚労省の管轄の保育園との関係がどうしても薄くなってしまいます。その関係性を少し強くしていただければ、保育所の関係者もありがたいと思っています。

(委員)

関連して、今回の国会でも幼児教育振興法案というのが出されていて、多分近々通るのだと思います。幼児教育振興法案というのは当然、幼稚園、保育所、認定こども園、全ての幼児教育施設というものを対象にしていますので、そういった意味で、先ほどの保育士の人材確保のところで、幼稚園教諭はどうなのかというようなことがあります。市町村の自治体レベルでは、幼保は一体となって窓口や担当課があると思いますが、なかなか県レベルでは、ここで言っても仕方がないと思いますが、今回のこの素案の中にも、新しく幼児教育の施設のことも記載され、充実はしてきていると思うので、乳幼児期に特化したような担当課をつくるなど、連携の取り方も併せてもう少しご検討いただけたらと思っています。

(川上義務教育課長)

先程は、保幼と小の縦の連携の大切さという話が出ましたが、やはりこれから義務教育に入ってくる段階までの、横がそろっていかないとなかなか難しいというのは、前回他の委員からもご指摘をいただいております。私立を所轄している総務学事課、幼稚園を所管している義務教育課、保育所等を所管している子ども未来課とは定期的に連携をしまして、例えば保幼の中で特別支援の教育を充実するためにこういった形で研修を深めていったらいいのか、手を取り合いながらやっております。また、義務教育課には、就学前のスーパーバイザーを2名配置しております。管轄は関係なく、私立であっても、保育所であっても、研修のニーズがありましたら義務教育課から派遣しまして、横がそろっていくように今、充実を図っております。まだ十分ではない部分があるかもしれませんが、今のご意見を大切に、就学前の教育を充実させていきたいと思っています。

(委員)

26ページの「3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進」、27ページの「④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供」に、中学、高校で、健康づくりや妊娠云々とあります。子宮頸がんの予防について、数年前にワクチンの話が出たかと思うのですが、その時、副作用があったということで、今、日本では1万人が罹患したり、

あるいは 3,000 人が命を落としていると聞きます。恋愛したり、結婚したり、出産したりする人生の重大な時期に、がんが忍び寄っているというような実態もあります。乳幼児の健康には、母親の健康が随分関わってくると思うので、特に中高生の頃から正しい理解、知識を伝えるのは大事ではないかという感じがします。そういうことについて、この母子保健の中に入っているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

(國富健康推進課総括参事)

こちらに書いておられますのが、若い世代が健康づくりについて学べる機会ということで、主には妊娠や出産の正しい知識を持っていただき、自分が希望したときに、きちんと子どもが持てるというのはどういうことかを教えていくようなものです。その中に、本当に子どもを産もうと思ったときには、自分の健康、自分の体を自分で見極めて管理していくということがとても大事なので、妊娠とか出産だけのことではなく、男性も女性も自分の健康をどう守っていくか、そのためには何が大事なのかということも含めて、中高生に出前講座を行っています。その中で、女性には卵巣や子宮などの独特の病気があるとか、男性には男性の病気があるとか、そういうことも説明してまいります。子宮頸がん等については、また別に、正しい知識を普及するため活動しておりますので、若い人たちにまず自分の体に目を向けてもらい、健康管理をしていただくということも含めて出前講座をやっているところです。もちろん、愛育委員の方々にもご協力いただきながら、まだまだ不十分だと思いますので、これから若い女性の方にも普及、啓発に力を入れていきたいと思っています。

(委員)

不妊の方が増えている状況で、妊娠の希望の有無にかかわらず、若い時期に子宮の検査等を無料で受けることができれば、例えば自分は不妊体質だということを早めに知ることができたり、それによって何か考えることができるのではないかと思いますので、可能であればそういったフォローもしていただけたらと思います。

(委員)

27 ページ (3) ②「健やかな成長を促す母子保健サービスの提供」のところで、最後に虫歯のことがあり、フッ化物の利用の普及ということが書かれているのですが、私はその前に、虫歯予防の基本は規則正しい食生活と歯磨きの習慣だと思っています。

実際その習慣がついて、30 年くらい前は、全国的に 12 歳児 1 人当たりの永久歯における虫歯の本数は 5 本ぐらいでしたが、今は 1 本ぐらいになっています。劇的に虫歯は減っています。これは、きちんとした歯磨きの習慣といったものに裏付けられていますので、そこを書かずにフッ素のことを書くというのは、順番が違うのではないかと思います。ぜひ歯磨きのことを書いていただきたいと思います。

(委員)

基本は、規則正しい生活であったりそういう習慣が大事で、それに加えてということであればということですか。そういったご意見が出ているということですので、併せてお願いしたいと思います。

18 ページの計画の概要のところ、前回の会議を受けて、基本理念を変えていただいております。多分これは表紙にも印刷をされて、一番目に付くところであろうかと思いますが、事務局のほうから、具体的にどこをどのように変えたのか、こういった理念でということもご説明いただければと思います。

(桑原子ども未来課長)

18 ページの基本理念のところですが、前回「子どもたちが」とあったところの「たち」を取っております。また、「おかやまに生まれ、育ち」の部分で、岡手で生まれていない子どもはどうするのかといったご意見があったと思いますが、その点についてはかぎ括弧をつけて、「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」として、生まれただけではなく育った子どもでももちろん対象にしていますよという意味を表し、委員の皆さまのご意見にお応えする形で変えております。

(委員)

前回と同じであれば、多分これは表紙の真ん中上ぐらいに出てくると思いますが、これについて特にご意見等ありますでしょうか。

この辺は個々のセンスによるところが大きいので、なかなか万人受けするものというのは難しいのかもしれませんが、大きな問題がないということであれば、基本的にこの方向性でよろしいでしょうか。そのほか何かお気づきの点等ございましたら。

(委員)

NPO法ができて20年以上たちましたが、県内でも子ども系や若者支援のNPOがたくさん活動しています。法ができて7、8年ぐらいのときに、県内の市町村や岡山県の文書にどれだけ「NPO」という言葉が出てくるかという調査したことがありますが、今回は3つでした。しかも、そのうちの1つは概要で、内容については2つだけで、前回のプランには、もっとたくさんあったと思います。

このことは、民間非営利組織を意味するNPOがあまりにも当たり前になってきて、それぞれの分野の組織の名称が変わったのか、それとも我々NPO側の力が弱くなったのか、発信力が低下したのか、自問しながらこれを見ていました。

もう一つ、特別な子どもやその年のホットトピックになっているようなものについて事業を展開すれば、助成や支援をもらえやすいというのがNPO側にもあるので、どうしてもそちらに目が行きがちですが、私は普通の子どもが普通に生活できる社会があってこそ、そこに支援ができると思っていますので、普通の子どもが普通に生活できる、そういう岡山県であるような「いきいき子どもプラン」にさせていただきたい。これは大きな要望として発言させていただきます。

(委員)

就学期の不登校の子どもに対する対応だとか、岡山県の状況などが今回のいきいき子どもプランには載っていないけれども、例えば県教委が策定している計画の中に不登校の子どもへの対応について書いてあるとか、何か考えがあれば教えていただければと思います。というのも、広島県は今、教育長が替わられて、子どもの学力定着よりも

完全に不登校の子どもをなくすということに方向転換されていて、不登校に関することを目にするのがすごく多いのですが、岡山県の見解というか方向性を教えていただければと思います。

(細川教育政策副課長)

明確に「不登校に対する取り組み」という文字は、確かにいきいき子どもプランの中に出ていないのですが、落ち着いた学習環境、いわゆる問題行動や不登校がないクラスでしっかり学ぼうということが学力向上につながるという基本的な考え方を持っております。そういうことからすると、38 ページがいわゆる教育に関することが中心になっているページです。そこで示している「学習環境の整備」という言葉、これがいわゆる落ち着いた学習環境、みんながクラスでしっかり勉強できる環境という意味合いを持たせている言葉でありますし、「問題行動等」の「等」に不登校を含んでいるものです。不登校の子どもたちは全国的に増えており、岡山県も同じような動きを見せて増えています。国においても原因を分析しておりますが、本県も現在、独自に分析を進めております。これまでもさまざまな対策を打ってきておりますが、分析を進めることで、さらに必要なものは何かというところを今、探っているという状況です。

(委員)

先ほど家庭の教育力の問題も出てきたので、家庭を大事にするという部分が大いに必要なと思いました。

それから、先ほどのお話のように、保育園も幼稚園も小学校も一つの方向性に向かってきちんといくために、より深い連携がここで必要なのだと、私自身も現場の中におりながら、改めて感じています。小学校と幼稚園は少し連携が取れるようになりましたが、保育園と幼稚園の垣根はまだ少しあるように思いますので、そのあたりも現場でクリアしていきたいと今後の方向性として考えました。

(委員)

このプランを拝見して、子どもが生まれる前から巣立つまでの長いスパンの中で、これだけの項目を網羅して、整理をしていかなければいけないのだということを改めて感じました。これをもって、私どもも現在、鏡野町における子ども・子育て支援計画を策定中です。当然、このプランと連動した形で、連携を取って、整合を持った計画にする必要があると感じています。今日ご意見がありました SNS での環境整備、こういったものも北部地域においてなかなか数も少ないですが、今ようやくこういったポータルサイトを立ち上げて、取組を進めていこうとしているところです。

そうした中で、虐待、引きこもり、そういったケースが目につくようになってきています。こういった部分をどうやって解決していこうかということも、行政の中でもいろいろと考えているところですが、追いつかない状態もあります。岡山県は、このプランにも示されていますが、県南と県北では若干状況も異なるということです。この目標値が、すべて県北に当てはまるというものでもないと考えていますが、県とこの小さな町が連携を取りながらやっていくことが当然必要だろうとも考えております。

また、放課後児童クラブについて、他の制度に比べてまだまだ不十分な制度設計に

なっていることも間違いない状態であり、この辺をきちっと明確化していく上で、今回こういうお示しをされているのだと思います。子育て支援センターも一応ありますが、なかなか充実した形では取り組めていないというのも現状でありますし、そこにいるスタッフの教育についても、県南では研修がありますが、なかなか県北での研修に臨めていないこともあります。こういった要望も当然出てきていますので、その辺もいろいろと検討いただきながら、連携して進んでいただければありがたいと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

(委員)

働く者の代表という立場から言いますと、安心して仕事と子どもを両立できるということが重要です。一つは保育士の問題、保育士に安心して預けられるかどうか。この中では保育士の確保が難しいということで、保育士の処遇改善というのを明確に書いていただいてありがたいと思っております。また、小学校に上がってからどうしようかという問題もありまして、その点につきましては、放課後児童支援員の処遇も改善していい制度にしようということで、明確に書いていただいて大変ありがたいと思っております。

一方、教員の立場からこれを読ませていただくと、学校教育に対する非常に多くの項目の要望があり、これは身が引き締まる思いです。特別支援教育の充実であるとか、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームに位置付けるとか、学校教育における学力保障の問題とか、さまざまな問題がありまして、それは全てやらなければならないことだと思っております。ただ、今、小学校の先生で言うと、平均して月にもう 50 時間の時間外勤務をされており、しかも、小学校の先生については、合法的にサービス残業が認められているということで、無償で働いています。中学校だと月に 70 時間ぐらいですが、こういった中でいっぱいいっぱいやっています。だからといって、こういうことをしなくていいとは思っていないのですが、今、学校では、この時間外勤務を減らすために何を削っていかうかというような議論になっています。本当はそういう議論をするのではなく、何でもかんでもやりますから、どんどん言ってきてください。ただ、その分の人を増やしてくださいということを言いたいのですが、ほかの児童福祉司や児童心理司は増員と書いてありますが、どこを見ても教職員の増員は一言も出ていません。ぜひ委員の皆さんには、そういう小学校、中学校の現状も理解していただいて、我々も頑張りますので、一緒にやっていけたらと思っております。

(委員)

まさに先般、給特法が閣議決定されまして、先生方は厳しい状況になっていくのかと心配をしておりますので、そういった教職員、保育士、幼稚園教諭を含めて、最後にワーク・ライフ・バランスと書いてあります。皆さんのお子さんやお孫さんが学校や幼稚園、保育所に通われるときに、毎日子どもと元気に関わろうという、そういった先生に子どもを預けたい、子どもを見てほしいというような思いがあるかと思えます。確かにお金のかかることかもしれませんが、ちょっと古い言い方をすると、子どもというのは国の財産であって地域の財産でありますから、しっかりと教育保育というものを充実していただければ、それが将来の、岡山県のすべての子どもが、本当に岡山

に生まれて、育ってよかったと思えるような未来につながっていくのではないかと感じています。

(委員)

私は、仕事で発達障害の子どもと主に関わっているのですが、学校ごとで対応が本当に全然違います。ある学校では、個別で書字障害の方に口頭で設問に答えるというやり方を許容してくださっている。でも一方で、教員の質で何とかしていきますという学校もまだあります。ですから、ICT活用やユニバーサルデザインという言葉がこの中にも出ていると思いますが、そのあたりもしっかりと県で取り組んでいただいて、統一した支援をしてくださるとありがたいと感じています。

(委員)

その辺も併せてご検討いただけますようにお願いします。

(委員)

資料1の「社会的養護」の里親等への委託率が現状24%、目標40%について、なかなか進めるのは難しいと思いますが、どのようにしてこの40%を増やしていられるのかということと、次の「ワーク・ライフ・バランス」で、おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数150社をどのように達成されていくかということをお尋ねしたいと思います。

(森子ども家庭課長)

里親等への委託率を40%に持っていくために、具体的にどのように取り組んでいくのかというお尋ねですが、国から家庭養育優先原則というものが示されまして、家庭での養育が困難であれば、次の選択肢として、まずは家庭と同等の環境である里親等を考えましょうという流れになっております。岡山県でも、3つある県の児童相談所に、それぞれ里親専任の児童福祉司を配置しております。これと併せて、従来からそれをサポートする非常勤の職員も配置しておりまして、まず児相の体制強化に取り組んでいます。また、里親等に関わっている機関として、児童養護施設にも相談員を配置していたり、地域の里親会などさまざまな機関がありますので、そういったところと連携を図り、里親等の重要性を県民に周知しながら、しっかりマッチングをして、その養育を支援していくということで頑張っていきたいと考えております。

(桑原子ども未来課長)

2点目のアドバンス企業をどう増やしていくかという件ですが、この制度は「おかやま子育て応援宣言企業」という宣言企業が、さらに取組を進めまして、例えば男性の育休や時差出勤制度や、子どもの学校行事に参加しやすい制度など、こういったことをした企業に対して認定するというものです。

現状で、宣言しただけの企業は800社近くあります。その中でさらに取組をした企業ということでPRしていけば、これは企業にとっても宣伝になるといいますか、採用活動においてももっと宣伝できるような制度ですので、十分にPRをしていき、増

やしていきたいと考えています。

(委員)

今回お示しいただいた素案は、結婚、妊娠、出産から、乳幼児期、就学期、そしてきめ細やかなサポートの必要な子どもたち、家庭、さらには子どもの育ちを支える家庭の保護者のワーク・ライフ・バランスですとか、子育ての環境という、ある意味、総花的にいろんなことが書かれておろうかと思えます。総花的というのは、逆に言えばほぼすべてが網羅できているということでもあろうかと思えます。この作成に関しましては、本日各委員の皆さま方からもいろいろなご意見を頂いておりますが、パブリックコメントで広く県民の方からご意見等も頂いて、本当に県民の、また岡山県の子どもに資するようなプランになればいいと願っております。

以上